

社発第 T-533 号
2026 年 10 月 9 日

貸借取引参加者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表執行役社長 下山田 守邦

貸借取引対象銘柄の選定取消しについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、東京証券取引所において上場廃止が決定されました銘柄に係る貸借取引につきまして下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借取引対象銘柄の選定取消し

(1) 貸借銘柄

(東京証券取引所市場分および PTS 分)

新光商事(株) 株式 (8141)

(2) 選定取消日

2026 年 10 月 10 日 (土)

(3) 経過措置

2026 年 10 月 9 日 (約定日) 現在における当該銘柄に係る貸借取引残高については、上場廃止日 (2026 年 10 月 29 日) の前日 (取引所の休業日を除く。) である 2026 年 10 月 28 日 (約定日) までに返済申込みを行ってください。

上場廃止日が変更された場合には、返済申込みの取扱いについてあらためてご通知いたします。

なお、選定取消日をもって、現在当該銘柄に対して実施している貸借取引にかかる個別銘柄に関する制限措置等を解除することといたします。

2. 貸借担保金代用有価証券適格銘柄の選定取消し

(1) 対象銘柄

新光商事(株) 株式 (8141)

(2) 選定取消日

2026 年 10 月 13 日 (火)

(3) 取扱い

2026 年 10 月 9 日現在、担保として差入れ中の当該銘柄については、すみやかに引出してください。

以 上